

柔道整復師（整骨院・接骨院）の正しいかかり方

柔道整復師（整骨院・接骨院）をご利用になる場合、国民健康保険証が「使える場合」と「使えない場合」があります。

○ 保険証が使える場合

- ①外傷性のねんざ・打撲・挫傷（肉離れなど）
- ②骨折・脱臼の応急手当（応急手当以外は医師の同意が必要）

× 保険証が使えない場合

- ①日常生活の単なる筋肉疲労や肩こり・腰痛（慢性的な要因）
- ②保険医療機関で同じ負傷を治療中の場合
- ③脳疾患後遺症などの慢性病・内科的原因による疾患
- ④労災保険の対象となる場合

～施術を受けるときの注意事項～

①負傷の原因を正しく伝えましょう

外傷性以外の原因の場合は保険証を使えません。負傷原因（いつ・どこで・何をして・どんな症状か）を正確に伝え、保険証が使えるかどうか確認してください。

②病院での治療と重複はできません

保険医療機関（病院、診療所など）で同じ負傷を治療中の場合は、施術を受けても原則として保険の対象になりません。

③施術が長期にわたる場合は、医師の診断を受けてください

施術が長期にわたる場合は、病気などの内科的要因も考えられますので、医師の診断を受けてください。



医療費の適正化にご協力ください

医療費は、みなさんの保険税や自己負担などで賄われています。医療費が正しく使われないとみなさんの家計や保険財政を圧迫してしまいます。

柔道整復師にかかるときは、外傷以外の原因では健康保険を使うことはできませんので、何が原因で負傷したのかをきちんと話しましょう。みなさん一人ひとりが国民健康保険の使える範囲を正しく理解し、適切に受診することが医療費の適正化につながります。

また、みなさんに納めていただいた保険税を適正に使用するために、施術内容などを文書により確認させていただく場合があります。

— 令和元（2019）年度 玖珠町 人権公開講座 —

玖珠町教育委員会では、部落問題をはじめとするさまざまな人権問題について学び「差別のない明るい社会」の実現をめざし、6月から人権公開講座（年6回）を開設しています。

「講座（年6回）」となっていますが、1回の参加もできます。お気軽にご参加ください。

回	日時・場所	テーマ・講師	内容
第5回	10月3日（木） 午後7時～ 8時45分 くすまち メルサンホール 2F 視聴覚室	「ジェンダーとハラスメント」 ≪女性の人権≫ 講師 池部小枝子さん 大分県人権問題研修講師 玖珠町社会教育指導員	「そげえなんは当たり前」「昔からそう決まっちゃる」等々に代表されるジェンダー（社会的・文化的につくられた性別）を中心に、ハラスメントのない女性も男性もだれもが「生きやすい」社会の創り方を考えてみましょう。

問 社会教育課 社会教育班 ☎(72) 7151